

南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

地域おこし協力隊員募集に際し、採用後のミッション内容等のミスマッチを防ぐ募集要項の作成支援、より良い人材確保のための効果的な広報戦略や PR 活動の支援及びこれらに付随する業務の支援を行うため、受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続きについて定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託
- (2) 業務内容 別添「南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 限 度 額 3,000,000円（消費税込）

3. 受託業者の選定方法

- (1) 受託事業者は、「南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」の評価に基づき決定する。
- (2) 選定は、企画提案書及びその他の提出書類に基づく書面審査並びに企画提案審査会（プレゼンテーション）により行う。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査項目の「提案内容」の合計が最も高い提案業者を選定することとし、それも同点の場合は見積金額が低い提案業者を選定することとする。それでもなお選定できない場合は、プロポーザル審査委員会の多数決により優先交渉権者を選定する。
- (5) 提案内容の水準を確保するため、総合点が6割に満たない場合は不合格とする。
- (6) 参加者が1者の場合であっても審査会を実施して審査を行い、選定の可否を決定する。

4. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 熊本県内に本社又は業務委託契約締結について本社から委任されている支社若しくは営業所を有し、本業務の実施（打合せを含む）について迅速かつ円滑に対応できる体制及び本業務を確実に履行できる体制を整えていること。
- (2) 本業務の遂行に必要な専門的知識を有している又は必要な専門的知識を備えた関連企業等との協力関係を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 南阿蘇村暴力団排除条例（平成23年南阿蘇村条例第5号）に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

5. 各種期限及びスケジュール

- (1) 公募開始 令和8年8月5日（水）※村 HP にて公開
- (2) 質問書受付期限 令和8年8月12日（水）午後3時まで
- (3) 参加申込書及び資格確認書類提出期限 令和8年8月19日（水）午後3時まで

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (4) 企画提案書類等の提出期限 | 令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 3 時まで |
| (5) 企画提案審査会 | 令和 8 年 8 月 31 日（月） |
| (6) 審査結果通知 | 令和 8 年 9 月上旬 |

6. 質問の受付及び回答

本要領の内容について質問がある場合は、下記に従い質問書（様式第 4 号）を電子メールにて提出すること。また、電子メールのタイトルは「【事業者名】南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託に係る質問事項」とすること。

- | | |
|----------|--|
| (1) 受付期限 | 令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 3 時まで |
| (2) 受付場所 | 南阿蘇村役場 政策観光課 |
| (3) 受付方法 | 質問書（様式第 4 号）を電子メールにて提出
メールアドレス：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp |
| (4) 回答方法 | 電子メールにて回答 |

7. 参加申込書類の提出

本業務に参加する意思のある者は、参加申込書及び資格要件確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 法人概要書（様式第 2 号）
 - ③ 参加資格要件確認書（様式第 3 号）
- (2) 提出期限
令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 3 時まで
- (3) 提出方法

ア 郵送又は持参（郵送の場合は、書留その他到着を確認できる方法によること。）

イ 提出先
事務局：南阿蘇村役場 政策観光課
住 所：〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1
電 話：0967-67-1112（直通）

8. 企画提案書について

- (1) 企画提案に係る提出物

提出書類	留意事項
企画提案書	表紙 様式第 5 号。 企画提案書は、仕様書で定める業務内容を踏まえた上で、KPI（重要業績評価指標）を設定するなど、成果目標が客観的に理解できるよう工夫すること。任意様式
会社概要	任意様式で可とする。前年度決算書。企業パンフレット、冊子等も可とする
業務実施体制	様式第 6 号
担当者の経歴	様式第 7 号
業務スケジュール	任意様式で可とする。
自社 PR	任意様式で可とし、提出は任意とする。
参考見積書	任意様式で可。限度額に示した金額を超えないこと。業務遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積るものとし、内訳書に回数・単価等が分かるように記載すること。

- (2) 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法

ア 郵送又は持参（郵送の場合は、書留その他到着を確認できる方法によること。）

イ 提出先

事務局：南阿蘇村役場 政策観光課

住 所：〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

電 話：0967-67-1112（直通）

(4) 提出部数

上記の順に並べたものを 7 部（正本 1 部、写し 6 部）提出すること。書類は基本的に A4 サイズで作成し、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。図表等が A4 サイズで見えにくい場合は、A3 サイズも可とする。ただし、その場合は A4 サイズになるように折り込むこと。

9. 審査及び選定

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びその他の提出書類に基づき、南阿蘇村が別に定める委員により組織された「南阿蘇村地域おこし協力隊募集支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」が書面及び企画提案審査会（プレゼンテーション）による審査を行い選定する。

受託候補者の選定にあたっては、下記審査項目及び評価基準に基づき、審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら評価・採点し、委員会の委員ごとに求めた得点を合算した点数を合計得点とし、その合計得点が最も高い者を受託候補者とする。

(1) 企画提案審査会（プレゼンテーション）実施日

令和 8 年 8 月 26 日（水）～8 月 31 日（月）

※ 実施順は公募型プロポーザル参加表明書の受付順とし、会場や時間割等は別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間等

ア 企画提案書等に基づき、30 分以内（提案説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。

イ 出席者は 3 名以内とし、本業務の主担当者は必ず出席すること。ただし、オンライン（Zoom）でのプレゼンテーションを可とし、希望する者は参加表明書（様式 2）にて申し出ること。

ウ 説明に要する当日の追加資料は可とする。

エ 説明のためのスクリーン及びプロジェクター、電源は南阿蘇村が用意するが、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要なものがある場合は、提案者が用意すること。

(3) 審査の項目

審査項目、評価基準は、次表のとおりとする。

審査項目		評価基準	配点
業務実績		・類似業務の実績	10
地域性の理解		・本村の地域性を理解しているか	10
プレゼンテーション		・提案内容を的確に説明しているか ・質疑に対する的確に回答しているか	10
提案内容 [提案書]	業務計画及び準備	・業務計画の立て方等が合理的に整理されており、円滑な業務遂行が期待できるか	10
	募集支援	・課題解決に向けた支援方法となっているか	20
	募集方法	・募集や広告の掲載は募集に効果的な方法となっているか	20

	関係者に向けたアドバイス	・関係者への適切なアドバイスを行うことが出来る体制となっているか	10
提案価格		・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか。 ・経費節減等、企業努力がされているか。また、極端に安価な金額ではないか。	10

10. 失格条項

下記のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 提案された見積書の金額が本要領 2(4)の限度額を超えていた場合
- (3) 4の参加資格を満たしていないと判断される場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作した場合
- (6) その他、適正な審査を妨害した場合

11. 契約に関する事項

- (1) 選定された提案者については、受託候補者として業務委託に関する必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。
- (3) 契約金額については、優先交渉権者から見積書を徴取し、契約金額は予定価格の範囲内と確認したうえで決定する。
- (4) 契約金額の支払い方法
受託者から提出される経費報告書を基に、委託者が業務の実施に要した経費等から払うべき額を確定する「精算払い」の方法をとる。

12. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等プロポーザル参加に要する費用は、全て当該提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 公募型プロポーザル参加申込書、企画提案書及び見積書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案書等の作成のために本村から受領した資料等は、本村の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (5) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、南阿蘇村情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (6) 提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。また、契約時までには仕様の変更もあり得る。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部局が別に定める。

1 3. 問い合わせ先

〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村役場 政策観光課

電話：0967-67-1112 FAX：0967-67-2073

メールアドレス：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp